

茨城県立中央病院
令和 5 年度開始プログラム研修医採用内定者
※ ※ ※ ※ 殿

茨城県立中央病院長
(公印省略)

あなたは、医師臨床研修マッチング協議会によるマッチングにおいて、茨城県立中央病院
卒後臨床研修プログラム A (030089903) とマッチしたので、第 117 回医師国家
試験の合格等を条件として、下記のとおり当院に採用する。

記

1 期間

令和 5 年 4 月 1 日又は医籍登録年月日のどちらか遅い日から令和 7 年 3 月 31 日まで。
ただし、令和 7 年 3 月 31 日まで継続して臨床研修を実施する場合には、別に定める基
準を満たし、臨床研修管理委員会の 2 年次進級審査に合格する必要がある。
また、臨床研修の中断による修了時期の変更又は未修了となった場合の取り扱い等につ
いては、茨城県立中央病院臨床研修規程に基づき、臨床研修管理委員会の審議を経て病院
長が決定する。

2 就業の場所

茨城県立中央病院、茨城県立中央病院臨床研修病院群の協力型臨床研修病院及び臨床研
修協力施設。

3 従事すべき業務の内容

医師法第 16 条の 2 第 1 項に基づく医師臨床研修及び茨城県立中央病院長が命ずる業務。

4 始業及び終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働等

(1) 始業時間は午前 8 時 30 分とし終業時間を午後 3 時 30 分とする。ただし、茨城県立中
央病院臨床研修規程に基づき、午後 3 時 30 分から午後 5 時 15 分まで業務を継続し、当
該部分について所定労働時間内手当を支払う。

(2) 休憩時間は 60 分間とする。

(3) 所定労働時間外の労働は次のとおり。

① 月 3 回程度の宿直業務。なお、月 1 回程度の日直業務については、過重労働防止のため
に、必ず、平日に休日を振り替えることとする。

② 茨城県立中央病院臨床研修実務規程において、臨床研修修了の要件として出席等を義
務と定めているもののうち、所定労働時間外に開催される講習会及びレジデント・レク
チャー等への参加。

③ 所定労働時間外に、研修医が単独で医療に関わらなければならない状況下において、
直接監督責任者たる指導医又は上級医の命令に基づき、当院が定める研修医が実施可能
な範囲の医療行為を実施する場合であって、診療録に記録されているもののうち、別に
定める範囲のもの。

(4) 休日労働は次のとおり。

① 月 1 回程度の救急センターにおける日直業務。

ただし、日直業務を実施した場合は平日に休日を振り替えることとし、振替に当たっ
ては、直接監督責任者たる研修中診療科の長と事前に調整のうえ、原則として同一週に
振り替える。

② 研修中の各診療科の長の責任において、休日に業務を命じる場合。

③ その他、茨城県立中央病院長及び研修管理委員長が業務を命じる場合。

5 勤務日及び休日

(1) 勤務日

月曜日から金曜日のほか、事前に指定する宿日直実施日等。

(2) 休日

土・日曜日、国民の祝日、年末年始の期間。(12月29日から翌1月3日まで)

6 休暇

(1) 年次有給休暇

採用時に 5 日間を、6 ヶ月を超えて継続勤務の場合は更に 5 日を付与する。

なお、国が義務付ける「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間及び令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間（進級審査に合格した場合）に、それぞれ5日以上を取得すること。

(2) 有給の特別休暇

夏季休暇（7月1日から9月30日までの間に3日）、結婚する場合（7日を超えない範囲内で必要と認める期間）、忌引の場合（別に定める期間内において必要と認める期間）、裁判員・証人・鑑定人等として官公署等に出頭する場合（そのつど必要と認める日又は時間）等。

7 賃金

(1) 基本賃金 303,300円

※令和4年4月採用研修医の額。令和5年度額については未定。

※1級9号俸給274,500円に、地域手当43,920円、

初任給調整手当73,400円を加えて30時間/38.75時間したもの。

(2) 所定時間外、週休日又は深夜労働に対して支払われる賃金の割増率

① 月60時間以内

ア 勤務日	深夜以外	125%
	深夜	150%
イ 週休日	深夜以外	135%
	深夜	160%

② 月60時間超え

ア 勤務日	深夜以外	150%
	深夜	175%
イ 週休日	深夜以外	150%
	深夜	175%

(3) 賃金締切日

毎月末。

(4) 賃金の支払日

基本賃金については当月末日分までを当月21日に、実績賃金については当月末日分までを翌月21日に支払う。ただし、休日の場合は前日、前日も休日の場合は前々日に支払う。

(5) 賃金の支払い方法

申し出により本人名義の金融機関口座に振り込む。

(6) 労使協定に基づく賃金支払時の控除

医局費 2千円

(7) 昇給

なし。

(8) 期末手当

給与条例第22条に基づき、基準日（6月1日、12月1日）にそれぞれ在職する場合、基本賃金額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じて支払う。

(9) 退職金

なし

8 退職に関する事項

(1) 定年制

該当しない。

(2) 継続雇用制度

該当しない。

(3) 自己都合退職の手続

退職する14日以上前に届け出ること。

(4) 解雇の事由及び手続

職員の分限及び懲戒については、地方公務員法第27条から第29条まで並びに職員の分限に関する条例（昭和26年茨城県条例第41号）及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年茨城県条例第42条）の定めるところによる。

9 労働保険及び社会保険の加入

(1) 労働者災害補償保険及び雇用保険

加入する。

(2) 健康保険及び厚生年金保険

加入する。

ただし、茨城県立中央病院臨床研修病院群の一部の協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において臨床研修を実施する際には、当該病院又は施設の身分となることがある。

10 医師賠償責任保険

当院としての団体加入とは別に臨床研修医としての個人加入を必須とし、採用日に当該保険証書等の写しを提出することを採用条件のうちの一つとする。

11 その他

本書に示す労働条件等については、事前に又は入職後も関係各法又は当院医局会に基づき、変更・訂正されることがある。（人事院勧告の見直しや病院経営の著しい悪化による、各法に定める範囲での基本賃金及び期末手当等の低減及び医局費の変更等）